

# PwC Hotline

## Hot topics for Japanese Companies in the UK

23 November 2017

### 2017 年 秋の財政演説

英国政府は 11 月 22 日、2017 年 Autumn Statement（秋の財政演説）を発表いたしました。英国の GDP 成長率が 2017 年に 2%から 1.5% に修正される見通しのなか、本演説では、将来への投資を重視した前向きな予算案として、住宅の所有をより容易にする施策、インフラストラクチャーへの投資、人工知能（AI）・ライフサイエンス・FinTech などの新技術について世界的リーダーとして確立するための提案が含まれています。

税務関連としては、以下の項目が主要な発表内容となっています。英国経済の発展に伴い税制も共に進化する必要があるとし、デジタル・ビジネスが生み出す価値を考慮した公正な税金が支払われるための政府のアプローチが示されています。英国政府は引き続き低税率エコノミーにコミットしており、企業や労働者の短期的なプレッシャーを緩和するとしています。また、国際的な租税回避については引き続き厳格に対応するための施策がとられ、非居住者の有する英国不動産に関連する 2019 年 4 月からの譲渡益については英国の課税対象とされる旨も示されました。

#### 事業税

**方針説明書：事業税およびデジタル経済** – 方針説明書を発行し、国際事業税フレームワークに対しデジタル経済が捉えている課題、そしてイギリス政府が提案するこれら課題に対するアプローチを示します。

**研究開発投資クレジット (RDEC)** – 2018 年 1 月 1 日より RDEC のレートは 11% から 12% に引き上げられます。加えて、新しく Advanced Clearance Service（事前クリアランスサービス）が RDEC に導入されます。

**源泉所得税：ロイヤルティ** – 2019 年 4 月の施行後、源泉所得税の納税義務はロイヤルティの支払い、およびそのほかの特定の権利に対する支払いに広がり、イギリスの顧客に対する販売に関連した税率を下げたり、無税に

したりすることになります。本規定は納税者の所在地に関わらず適用されます。

**法人キャピタルゲイン** – イギリス政府は Substantial Shareholding Exemption legislation（実質的株式持分免税制度）および Share Reconstruction rules（株式再構築規定）を改訂し、外国企業との株式交換によりイギリス企業が外国支店の資産を統合する際の、意図しない資産売却益の発生を防ぎます。

**ハイブリッド・ミスマッチルール** – ハイブリッド構造や商品を含むスキームに適用される事業税制度の一部は税制適用の方法や状況を明白にし、意図したように税制が確実に運営されるように変更されます。

**無形固定資産制度** – 政府は 2018 年に知的財産の課税措置に対応する予定です。

**石油およびガスの税履歴を譲渡可能に** – 政府は、石油およびガスの成熟資産の譲渡を促すために、石油およびガス会社が税履歴の譲渡を可能とする審議文書を発行しました。法案の草稿は 2018 年の春に発行され、同年 11 月 1 日より施行され、税履歴の譲渡が可能になります。

**法人税物価スライド控除** – 課税対象の利益に対する法人税物価スライド控除は 2018 年 1 月 1 日より凍結されます。

#### 資産税

**非居住者が不動産によって得た所得に対する課税** – 非居住者がイギリスの不動産を処分した際に得た所得は全てイギリスの税制の対象となります。本件は 2019 年 4 月以降に発生した所得に対し適用されます。当該税控除は対象を絞り、年金基金といった機関投資家に導入されます。

**非居住者である法人のイギリスにおける資産所得および特定の所得** – 2020 年 4 月より、

非居住者である法人がイギリスにおける資産より得た所得、およびイギリスの資産を非居住者である法人が処分したことで生じた所得は法人税として課税されます。

**印紙土地税** – 印紙土地税の対象となる価格は、新規購入者では£300,000 まで引き上げられます。当該控除は£500,000 相当を超える資産の購入には適用されません。

**ビジネスレート** – 事業を支援する多数の政策が、以下を含めて導入予定です：

- 2018年4月1日に、計画していた RPI から CPIへのインデックスの切り替えを導入します。
- いわゆる「staircase tax（階段状に課される税）」に取り組む遡及的法令。影響を受ける事業は、法案に基づき 2010 年 4 月にさかのぼり当時の実施状況に基づく支払いができるよう評価の再計算を行うように評価事務局 (VOA) に依頼することができます。
- 最大£100,000 までの課税対象額が見込まれるパブに対する£1,000 相当 の事業税率の控除は 2018 年 4 月 1 日から一年間継続の予定です。
- VOA の非国内資産の再評価の頻度を上げ、現在 2022 年とされている次の再評価から三年ごとの再評価に変更します。

## 対人課税

**所得税控除と高レート基準値** – 所得税控除と高レート基準値は 2018 年から 2019 年に引き上げられ、それぞれ £11,850 および £46,350 になります。

**民間部門における非雇用的役務提供** – 非雇用的役務提供課税制度(通称 IR35)は 2017 年 4 月に公共部門における役務提供に対しても適用されるよう改訂されました。政府は民間部門も本改訂の対象とし、ある会社を通じて仕事をする形式を選択したとしても、実質的に被雇用者として労働する個人には被雇用者として確実に課税するようにします。

**雇用形態に関するディスカッション・ペーパー** – 現代の経済における雇用慣行を審査した Mathew Taylor の研究に対する対応の一部として、新しいディスカッション・ペーパーが発行されることとなります。そこでは雇用の権利および課税をより明確にする雇用形態試験を行うための、より長期的な改革の事例や選択肢を研究します。

**年金終身控除** – 年金貯蓄のための終身控除は CPI と連動して、2018/19 年期で£1,030,000 まで引き上げられます。

**全国生活賃金 (NLW)** – NLW は 2018 年 4 月より、£7.50 から£7.83 まで引き上げられます。

**企業投資スキーム (EIS) およびベンチャーキャピタルトラスト (VCT)** – 知識集約型企業に投資する個人に対する年間控除額は二倍になります。本変更は 2018 年 4 月 6 日以降に発行された株式に対し適用されます。EIS および VCT に対しても新しい規定が導入され、よりリスクの高い企業に対する長期的な投資に集中して取り組みます。

## 間接税

**VAT 登録最低額** – 登録最低額は、2018 年 4 月より二年間にわたり現在の£85,000 を維持する予定です。最低額の構成に関する参考資料が発行される予定です。

**VAT(付加価値税)オンライン詐欺** – 以下の様々な対策が導入されます：

- **イギリス企業に対する権限の拡大** – Finance Bill 2017-18 の法令化により、HMRC はオンラインマーケットプレイスに、(イギリス国内を含む) 全トレーダーを含むプラットフォームに存在する外国のトレーダーの VAT 未払いに対し、連帯責任を負わせることができます。
- **外国での事業に対する権限の拡大** – Finance Bill 2017-18 の法令化により、HMRC はオンラインマーケットプレイスに対し、非英国法人が当該プラットフォーム上で物品を販売し、VAT 納税義務を果たさなかった場合には連帯責任を負わせることができます。これは当該法人がイギリスの VAT 用に登録しておらず、また、オンラインマーケットプレイスがそのことを認識していたか、またはその事業がイギリスの VAT 用に登録していない場合はならなかったことを知っていた場合において適用されます。
- **VAT 番号の表示** – Finance Bill 2017-18 の法令化により、オンラインマーケットプレイスは事業会社がウェブサイトでの取引において表示される VAT 番号が有効なものであり、かつ当該企業がプラットフォーム上で事業取引を行う際に、相手企業がその番号を提示する場合には当該企業も有効な VAT 番号を提示するようにならなければなりません。

- 分割支払い - VATオンライン詐欺のリスクを下げ、VAT徴収の改善のために、政府は支払いの分割を監視します。

**使い捨てプラスチックに対する税制** - 使い捨てプラスチックを減少させるために税制および徴収がどのようにかかわれるかに関する証拠提出の会議が 2018 年に召集されます。

## 租税回避と脱税条項

**無形固定資産：関係当事者の強化スキーム** - 無形固定資産に関する規定が直ちに更新されることで、知的財産に関する法人および関係者間のライセンスは市場価値ルールの対象となります。またこれにより、税務上の価値が現金以外の対価だとしても、企業の無形資産の処分に対する税制上の価値が確実に的確であるようにします。

**減価取引** - グループ企業で処分される株式の価値を下げる取引の調整を企業が行う期間である六年間という時間制限を無くします。本変更は 2017 年 11 月 22 日以降に行われる、企業内での株式もしくは債券の処分が適用対象となります。

**Carried interest(被運営利権)** - 暫定規定は即時停止されます。これにより、被運営利権を受ける資産運用者は経済的利益全般に対し CGT を支払うことになります。

**二重税制控除** - 企業が外国支店の被った損失以外の利益に対し、当該支店の損失に対する控除を海外で受けている状況で、企業の外国支店で発生した損失に対する海外で受けた控除がある場合は外国支店で発生した外国税に対する税制控除に対する規制が 2017 年 11 月 22 日より導入されます。これにより、企業は同一の損失に対して二重に控除を受けられなくなります。租税回避規定の目的での二重税制控除は、HMRC が反訴通知を発行する要件を削除し、その効力を確定する範囲を広げるために変更されます。

**二重課税のスキーム：多国間の取り組み** - the Royal Assent of the Finance (No. 2) Act 2017(2017 年税制法案)の施行により、二重課税のスキームは "Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting (BEPS 防止のための租税条約関連措置の実施に係る多国間協定)" が施行できるように権限が改訂される予定です。

**社会保険料(NIC)雇用手当** - 一部の雇用主が適切な額の NIC の支払いを避けるために、時に外国でのスキームを利用し、雇用手当に違反するため、HMRC は NIC の支払い履歴を利用し雇用主からの前払いによる担保を要求します。

**偽装報酬** - 新たな非公開企業のゲートウェイおよび対策では、新たな貸付金利に関する責任が適切な人物に集中するようにし、非公開企業を利用した偽装報酬租税回避スキームに取り組めるように導入されます。

**利益の断片化** - イギリスのトレーダーもしくは専門家が、無関係な団体の間でイギリス国内での収入を断片化することでイギリスの租税を回避するのを防ぐ方法に関する参考資料が発行される予定です。

**租税回避およびヤミ経済** - 以下に関する参考資料および参考資料に対する回答が 2018 年に発行されます：オフショアの時間制限；建設部門における労働条項における VAT 詐欺；および公共部門とライセンスに関する融資条件。

## その他

**税のデジタル化(MTD)** - 法令に基づき、2019 年の 4 月まではいかなる法人も MTD の使用を強制されていませんが、それまで本件は対象時点で VAT 課税基準値を超えた取引高の企業、および VAT に係る義務の対象となる場合のみに適用されます。システムは MTD の範囲が広げられる前に機能することを示す必要があり、最も早くても 2020 年 4 月以降に施行される予定です。

**HMRCへの投資** - £1 億 5500 万の基金が HMRC の資産の追加および技術の発展に投資される予定です。HMRC はこれらの資金を次に対する対策ために活用する予定です：

- 新しい技術による闇経済；
- 租税回避スキームを売買する団体；
- 脱税提供者および企業犯罪を利用してサービスを提供する仲介業者；
- 中企業および富裕層のコンプライアンスに従わない行為；および
- 九か月以上にわたる税負債。

ご質問などございましたら、PwCの貴社担当者もしくは以下まで御遠慮なくお問い合わせ下さい。

**法人税関連 :**

高木 陽一 (020 7804 9434)  
[yoichi.takagi@pwc.com](mailto:yoichi.takagi@pwc.com)

小林 孝平 (0207 213 4551)  
[kobayashi.kohei@pwc.com](mailto:kobayashi.kohei@pwc.com)

田中 聰史 (018 9552 2016)  
[satoshi.x.tanaka@pwc.com](mailto:satoshi.x.tanaka@pwc.com)

ジャパニーズビジネスネットワーク (JBN)  
**PricewaterhouseCoopers LLP**  
JBNへお問い合わせ: [japan@uk.pwc.com](mailto:japan@uk.pwc.com)  
ウェブページ: [www.pwc.co.uk/japan](http://www.pwc.co.uk/japan)

**個人所得税・人事関連 :**

福田 有紀子 (020 7804 9207)  
[yukiko.fukuda@pwc.com](mailto:yukiko.fukuda@pwc.com)

湯口 浩美 (0207 213 3259)  
[yuguchi.hiromi@pwc.com](mailto:yuguchi.hiromi@pwc.com)

安藤 宏 (020 7213 3839)  
[ando.hiroshi@pwc.com](mailto:ando.hiroshi@pwc.com)

Japan Tax Team  
[japantaxteam.hrs@uk.pwc.com](mailto:japantaxteam.hrs@uk.pwc.com)

<個人情報の取り扱いについて>

私たちのクライアントの方々、過去にセミナーにお越し頂いた方々、または名刺交換をさせて頂いた方々に対して、皆様に有益と思われる情報（会計、税務、法務、M&A、人事関連トピックス ニュースやセミナーのご案内等）をお送りさせて頂いております。皆様の個人情報は、業務上のご連絡のほか、こうした情報をお知らせする際に使用いたします。また、プライスウォーターハウスクーパース (PwC) のグローバルネットワークに属するPwC各メンバーファーム、あるいはPwC以外の第三者とセミナーを共催した場合は共催者と皆様の個人情報を共有させて頂く場合がございます。今後、私どもからのニュースレターやセミナーのご案内等をご希望されない場合は、お手数ですが件名に「ホットライン登録解除希望」とご記入の上、[japan@uk.pwc.com](mailto:japan@uk.pwc.com)までご連絡頂きますようお願い申し上げます。配信を停止し、また配信リストから削除いたします。

\*尚、ホットラインへの登録を解除されると、PwC LLP のジャパニーズ・ビジネス・ネットワークが発行する全てのニュースレターおよびセミナー・イベントのご案内の配信も停止されますのでご注意ください。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2017 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.